ホ　本邦外において生じた事由による仕向国への輸送の途絶
ヘ　イからホまでに掲げるもののほか、本邦外において生じた事由であつて、輸出契約又は仲介貿易契約の当事者の責めに帰することができないもの
ト　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）による輸出又は仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸の制限又は禁止（同法第二十五条の二又は第五十三条の規定による禁止を除く。）
チ　輸出契約又は仲介貿易契約の相手方が外国政府等である場合において、当該相手方が当該輸出契約若しくは仲介貿易契約を一方的に破棄したこと又は当該相手方の責めに帰すべき相当の事由により輸出者若しくは仲介貿易者が当該輸出契約若しくは仲介貿易契約を解除したこと。
リ　輸出契約又は仲介貿易契約の相手方についての破産手続開始の決定その他これに準ずる事由
二　輸出者が輸出契約に基づいて貨物を輸出した場合に次のいずれかに該当する事由によつて当該貨物の代金若しくは賃貸料を回収することができないことにより受ける損失（仕向国における戦争、革命又は内乱により輸出貨物について生じた損失以外の輸出貨物について生じた損失を除く。）、仲介貿易者が仲介貿易契約に基づいて貨物を販売し、若しくは賃貸した場合に次のいずれかに該当する事由によつて当該貨物の代金若しくは賃貸料を回収することができないことにより受ける損失（仕向国における戦争、革命又は内乱により仲介貿易貨物について生じた損失以外の仲介貿易貨物について生じた損失を除く。）又は技術提供契約に基づいて技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供をした場合に次のいずれかに該当する事由によつて当該技術若しくは労務の提供の対価を回収することができないことにより受ける損失
イ　外国において実施される為替取引の制限又は禁止
ロ　外国における戦争、革命又は内乱
ハ　イ及びロに掲げるもののほか、本邦外において生じた事由であつて、輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契約の当事者の責めに帰することができないもの
ニ　輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契約の相手方についての破産手続開始の決定
ホ　輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契約の相手方の保険契約で定める期間以上の債務の履行遅滞（輸出者、仲介貿易者又は技術提供者の責めに帰することができないものに限る。）
三　輸出者が第一号の損失又は前号の損失（同号イからハまでのいずれかに該当する事由により受ける損失に限る。第二十九条第三項において同じ。）を受けたことによつて供給契約の当事者たる政令で定める貨物に係る生産者が供給契約に基づいて当該貨物を引き渡し、又は当該貨物の代金を回収することができなくなつたことにより受ける損失
四　輸出者又は仲介貿易者が保険契約の締結後生じた第一号イからトまでのいずれかに該当する事由による航海又は航路の変更により運賃又は保険料を新たに負担すべきこととなつたことにより受ける損失
五　輸出者、仲介貿易者又は技術提供者が保険契約の締結後生じた第二号ロに該当する事由により政令で定める費用を新たに負担すべきこととなつたことにより受ける損失（前号の損失を除く。）

第三章第八節を削る。

第四十八条中「てん補すべき」を「塡補すべき」に、「第四十六条第二項各号」を「第四十九条第二項各号」に、「三月」を「保険契約で定める期間」に改め、第三章第七節中同条を第五十一条とし、第四十七条を第五十条とする。

第四十六条第二項中「輸入貨物」を「貨物」に、「てん補する」を「塡補する」に改め、同項第五号中「三月」を「保険契約で定める期間」に改め、同条を第四十九条とする。

第三章第七節を同章第八節とする。

第四十五条中「第二条第九項第三号」を「第二条第十四項第三号」に改め、第三章第六節中同条を第四十八条とする。

第四十四条中「てん補すべき」を「塡補すべき」に、「第四十二条第二項各号」を「第四十五条第二項各号」に、「第二条第九項第一号」を「第二条第十四項第一号」に改め、同条を第四十七条とし、第四十三条を第四十六条とする。

第四十二条第二項中「外国における」を削り、「てん補する」を「塡補する」に改め、同項第一号中「第二条第九項第一号」を「第二条第十四項第一号」に改め、同項第二号中「第二十七条第二項各号」を「第二十七条第二項第一号イからリまで」に改め、同条を第四十五条とする。

第三章第六節を同章第七節とする。

第三章第五節中第四十一条を第四十四条とする。

第四十条の見出し中「そ求権」を「遡求権」に改め、同条中「そ求を」を「遡求を」に、「そ求権」を「遡求権」に改め、同条を第四十三条とする。

第三十九条中「てん補すべき」を「塡補すべき」に、「そ求を」を「遡求を」に改め、同条第三号中「そ求権」を「遡求権」に改め、同条を第四十二条とし、第三十八条を第四十一条とする。

第三十七条第二項中「そ求」を「遡求」に、「てん補すべき」を「塡補すべき」に改め、同条を第四十条とする。

第三章第五節を同章第六節とする。

第三十六条中「第三十四条第二項第二号」を「第三十七条第二項第二号」に改め、第三章第四節中同条を第三十九条とする。

第三十五条中「てん補すべき」を「塡補すべき」に改め、同条を第三十八条とする。

第三十四条第二項中「てん補する」を「塡補する」に改め、同条を第三十七条とする。

第三章第四節を同章第五節とし、同章第三節を削る。

第二十九条の見出し中「輸出契約」を「輸出契約等」に改め、同条中「この条」を「この項」に、「に当該契約」を「に当該貨物引渡契約」に、「第二十七条第二項」を「第二十七条第二項第一号」に、「同項第六号及び第九号」を「同号ヘ」に、「輸出契約」を「又は仲介貿易契約」に、「輸出契約又は第二十九条の貨物引渡契約」を「、仲介貿易契約又は貨物引渡契約（第三十条第一項の貨物引渡契約をいう。以下この号において同じ。）」に、「同項第八号」を「同号チ」に、「輸出契約の」を「又は仲介貿易契約の」に、「輸出契約又は第二十九条の貨物引渡契約の」を「、仲介貿易契約又は貨物引渡契約の」に改め、「及び次号」を削り、「当該輸出契約若しくは」を「若しくは仲介貿易契約」に、「当該輸出契約若しくは」を「、仲介貿易契約若しくは」に、「輸出者」を「若しくは仲介貿易者」に、「輸出者若しくは第二十九条の」を「、仲介貿易者若しくは」に、「とする」を「と、同号リ中「又は仲介貿易契約」とあるのは「、仲介貿易契約又は貨物引渡契約」とする」に改め、同条に次の一項を加える。

2　輸出契約又は技術提供契約が、一の契約で当該契約に基づいて一の外国の地域から他の外国の地域に貨物が引き渡され、又は技術若しくは労務が提供されるもの（以下この項において「貨物等提供契約」という。）の当事者であつて貨物を引き渡し、又は技術若しくは労務を提供するものに当該貨物等提供契約に基づく債務の一部の履行に必要な貨物を輸出し、又は技術若しくは労務を提供するもの（輸出貨物の代金若しくは賃貸料又は技術若しくは労務の提供の対価の全部又は一部の決済期限が当該貨物等提供契約に基づく債務の履行の対価の全部又は一部の受領の日を基準として定められているものに限る。）である場合における第二十七条第二項第二号及び前条第二項の規定の適用については、同号ハ中「又は技術提供契約」とあるのは「、技術提供契約又は貨物等提供契約（第三十条第二項の貨物等提供契約をいう。以下この号及び第二十九条第二項において同じ。）」と、同号ニ中「又は技術提供契約の相手方」とあるのは「、技術提供契約又は貨物等提供契約の相手方（貨物等提供契約にあつては、その当事者であつて、貨物の引渡し又は技術若しくは労務の提供を受けるものをいう。ホにおいて同じ。）」と、同号ホ中「又は技術提供契約」とあるのは「、技術提供契約又は貨物等提供契約」と、同項中「決済期限」とあるのは「貨物等提供契約に基づく債務の履行の対価を受領すべき日を基準とする決済期限」とする。

第三章第二節中第二十九条を第三十条とする。